

令和 7 年度 第 6 回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和7年度第6回農業委員会総会日程表

日 時 令和7年9月8日（月） 午後1時30分～

場 所 J A うま総合経済センター 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 高 橋 藤 信

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第4号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 日程第7 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
- 日程第8 議案第6号 非農地判断について
- 日程第9 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

出席委員（17名）

- | | | | |
|----------|---------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 3 森川雅之 | 4 石川光男 | 5 押条和司朗 |
| 6 尾崎之隆 | 7 池田忠志 | 8 篠永賢二 | 9 星川俊夫 |
| 10 河村久仁彦 | 11 坂上宏 | 12 眞鍋晴豊 | 13 鈴木博美 |
| 14 高橋藤信 | 16 村上佳清 | 17 寺尾悟志 | 18 則友祝幸 |
| 19 石川武将 | | | |

出席農地利用最適化推進委員（21名）

- | | | | |
|---------|--------|---------|---------|
| 2 石川茂 | 4 星川久和 | 5 高橋忠明 | 6 佐藤保之 |
| 7 宇高勉 | 8 鎌倉静夫 | 9 竹本正行 | 10 喜井仁志 |
| 11 村上紘一 | 12 石川繁 | 13 紀井正明 | 14 受川清男 |

15 三 好 昇	18 伊 藤 浩 一	19 萩 尾 博	20 高 橋 秀 典
21 越 智 寧	22 近 藤 良 啓	23 河 村 嘉 男	24 竹 内 正 篤
25 鈴 木 敏 也			

欠席委員（1名）

15 鈴 木 和 治

欠席農地利用最適化推進委員（4名）

1 脇 純 樹	3 山 下 宏 二	16 合 田 篤 夫	17 鈴 木 一 郎
---------	-----------	------------	------------

出席した職員

事務局長	岩 田 政 嗣	次 長	三 宅 栄 一	次 長	石 川 み ち る
主 査	大 西 洸 喜				

第6回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和7年9月8日(13:30～)
JAうま経済センター2階 会議室

局 長 みなさん、ご起立願います。

局 長 「礼」 ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会 長 (会長挨拶)

議 長 只今の出席委員数は、17名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第6回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

15番 鈴木 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

1番 脇 委員

3番 山下 委員

16番 合田 委員

17番 鈴木 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

5 番 押条 委員、10 番 河村 委員 を指名いたします。

議 長 日程第 2、報告第 1 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知」について、
を議題といたします。

議 長 報告を求めます。石川 次長

石 川 それでは、報告第 1 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知」について、報告いたします。

番号 1 の案件については、令和 7 年 7 月 31 日解約。

番号 2 の案件については、令和 7 年 8 月 2 日解約。

番号 3 の案件については、令和 7 年 7 月 23 日解約。

番号 4 の案件については、令和 7 年 7 月 23 日解約。

番号 5 の案件については、令和 7 年 8 月 10 日解約。

番号 6 の案件については、令和 7 年 8 月 13 日解約。

以上、6 件の解約通知がありました。報告を終わります。

議 長 以上で、報告は終わりました。

議 長 日程第 3、議案第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 主査

大 西 それでは、議案第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号 1 の案件については、使用貸借による権利の設定です。受人は、本申請で新たに農地の権利を設定される新規就農者であるため、7 月 31 日に地元推進委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は、野菜の栽培を予定しています。

番号2の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請されたもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 借受人は、今回の申請で新たに農地を使用貸借により権利の設定を受ける新規就農者であるため、7月31日にヒアリングを行いました。

借受人は、現在、知人の農作業を手伝っており、このたび、申請地を借り受けて農業を始めようとするものです。すでに、軽トラックやトラクター、管理機などの農機具を所有しており、将来的には稲作ができるような機械を購入し、徐々に経営規模を拡大していきたいという考えをもたれており、農地の管理は十分可能であると思われます。

今後におきましては、地元の水利組合や改良区などと良好な関係をつくり、意欲的に農業を行っていく意思を確認しました。現在も農地はきれいに管理されておりますので問題ないと思います。

議 長 続きまして2番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三 宅 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は1件で、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、申請人は、隣接地に居住する親の介護が必要になることを見据え、申請地に自己住宅の建築を計画しており、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われれます。なお、申請地には既に物置2棟が建築されているため、始末書が提出されています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願いします。

議 長 番号1番について質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」に

ついて、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、「異議なき旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 次長

石 川 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は3件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、受人は不動産業を営む法人で、現在不足している資材置場が必要となったことから、受人所有地の隣接地で一体的に利用できる申請地を譲り受けての資材置場建設で、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われ
ます。なお、申請地は、隣接する受人所有の宅地を貸借し一体的に利用していた渡人が一部造成した状態のままであるため、始末書が提出されています。
番号2の案件について、受人はオートバイの販売や飲食店の経営をしている法人ですが、関係者の駐車場が不足していることや、現在の事業を充実させるために必要な敷地を確保するため、既存施設の隣接地である申請地を譲り受けてのオートバイ展示場及び駐車場建設で、申請地は第1種農地であります
が、例外許可事由にある既存施設の拡張に該当するため、転用許可申請することはやむを得ないと思われ
ます。

番号3の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでいる法人ですが、現

在、本市での一戸建て住居の需要が多いことから、申請地を譲り受けての建売住宅建設で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 続きまして2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第6、議案第4号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 主査

大 西 それでは、議案第4号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、説明いたします。

農地の相続人が、継続して相続税の納税猶予を受ける場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、適用を受ける農地について、引き続き農業経営を行っていることを証明する書類を税務署に提出する必要があります。証明については、農業委員会が行うこととなっており、農地の相続税の納税猶予を引き続き認めるかどうかの最終的な判断は、税務署が行います。

番号1の案件について、8月18日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 申請者は、これまで継続して農業に従事しており、納税猶予を受ける適格性については問題ないと思われます。また、8月18日に、申請者と現地確認のうえ、聞き取りを行いました。対象の農地13筆では、水稻や柑橘などの農業経営を行っており、いずれの農地もしっかりと管理がされていることが確認できましたので問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり証明することに決しました。

議 長 日程第7、議案第5号、「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 大西 主査

大 西 それでは、議案第5号、「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見」について、説明いたします。

農地中間管理事業として適当と認められた中間管理権の設定6件について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づき、当委員会の意見を聴くものです。

番号1の案件については、10年間の使用貸借です。

番号2の案件については、5年間の使用貸借です。

番号3の案件については、10年間の賃貸借です。

番号4の案件については、10年間の使用貸借です。

番号5の案件については、5年間の使用貸借です。

番号6の案件については、5年間の使用貸借です。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

番号1から番号6について、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 採決に入る前に、番号1と番号4については、則友委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、則友委員の退席を求めます。

（則友 祝幸 委員退席）

議 長 議案第5号中、番号1と番号4、「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、番号1と番号4は、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 則友委員の入室を許可いたします。

（則友 祝幸 委員 入室・着席）

議 長 則友委員に報告します。則友委員関連案件の番号1と番号4については、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申することに決しましたので、報告いたします。

議 長 では、採決を続けます。議案第5号中、番号1と番号4以外について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して機構へ進達いたします。

議 長 日程第8、議案第6号、「非農地判断」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三 宅 それでは、議案第6号、「非農地判断」について、説明いたします。

番号1の案件について、申出者から山林化しているとの申出があり、地元農業委員と推進委員とで申出地周辺の航空写真等で確認を行いました。

今回、「非農地」と判断された申出地について、承認をいただけたら、所有者に「非農地通知」を発行し、今後は農地法の適用対象外となります。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑に入ります。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 申請人から申出地の課税地目が山林であり現況も山林であると申出があり、8月6日に推進委員とともに航空写真等で確認をおこないました。公図から申出地周辺を航空写真で確認すると山林化しており、農地に復元することが著しく困難であるため、「非農地」と判断することに問題はありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第6号、「非農地判断」について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、承認することに決しました。

議 長 日程第9、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三 宅 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、説明いたします。

番号1の案件について、当該「道」「水路」「雑種地」は申請者の所有地に隣接しており、所有地の有効利用のため、「道」・「水路」等の用途を廃止し、払い下げを受け、一体利用するものです。なお、地元水利組合の同意書が添付されています。

番号2の案件について、前回総会の農地法第3条第1項の規定により許可を受けた関連案件で、当該「水路」は申請者の所有地間にあり、所有地の有効利用のため、「水路」の用途を廃止し、払い下げを受け、一体利用するものです。なお、地元土地改良区の同意書が添付されています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1について、質疑はありませんか。

三 宅 委員が欠席のため、預かっております意見を代読いたします。

9月3日現地を確認しました。当該「道」と「水路」と代替道で寄付された「雑種地」は申請者の所有地と隣接し、一体利用するため払い下げを受け、有効利用するもので、地元水利組合の同意も得られており、用途廃止することは問題ないと思われます。

議 長 続きまして2番

委 員 7月17日現地を確認しました。前回総会で3条許可を受けた農地の間にある「水路」は、申請者が農地として一体利用するため払い下げを受け、有効利用するもので、地元土地改良区の同意も得られており、用途廃止することは問題ないと思われます。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、「廃止しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 以上をもちまして、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第6回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 （14：04）

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高橋 藤 信

委 員 河 村 久 仁 彦

委 員 押 条 和 司 朗